

第5回秋田市バリアフリー協議会議事要旨

開催の日時 平成27年3月19日(木) 午後2時～3時40分

開催の場所 秋田拠点センターアルヴェ4階 洋室C

委員の定数 19人

出席委員 18人

議 事 (1) 基本構想における特定事業の進捗状況について
(2) 基本構想における包括的に取り組む事項の進捗状況について

審 議 日 程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会議の成立
- 5 会議の公開・非公開
- 6 第4回(前回)の会議で出された意見と対応
- 7 議 事
- 8 閉 会

議事

会 長 次第の6の第4回の会議で出された意見と対応について、事務局から説明願います。

事 務 局 (説明)

会 長 ただいま事務局から説明のありました件について、ご質問、ご意見等願います。

A 委 員 意見3(エリアなかいちでの福祉車両の一時停車について)です。私どもは大きな福祉車両を持っており、先月1回、今月1回利用しましたが、にぎわい交流館の周辺でほんのちょっと乗降させられる場所がほしい。前回も申しましたが事前に連絡しなければいけないのは大変である。

今回対応していただいた乗降場所はトラック等が通るため危ない時もある。

明德館高校付近交差点の歩道では、大型トラックが止まって荷物の積み卸しをしているのを見るが、福祉車両も同じように歩道に止めて乗降することは可能なのか伺いたい。

次に、意見13(車いすマークの付いた駐車場の利用マナーについて)です。車いすマークの付いた駐車場については色々な人が利用しております。また、車いすマークは100円程度で売っています。例えば自分の両親が車を使うときにマークを提示して利用しているが、乗せていないときでもマークを出しっ放し、貼りっぱなしで、車いす駐車場の利用が実に多い。このような利用者がいるときには、事業者に話をしてくださいとのことでしたが、私どもが利用するスーパー等では、注意するとお客が来なくなるからあまり注意できない。

障がい者以外が運転してきた場合の利用方法について何らかの方法でコマーシャルしていただきたい。できれば市の広報などを使って対応していただきたい。

事 務 局 エリアなかいち新しい施設であり、改善点はあるかもしれないが、そうした際には、現状の中で最良の方法を検討しながら対応しているので、その点についてはご理解いただきたい。

事前連絡による福祉車両の乗降については、状況によって職員の

介助が必要となることも想定してのことと思われる。当面は現在の対応でご理解いただきたい。

歩道での大型トラックの積み卸しについては、交通上のルールがありますので、その範囲内で行われているのであれば問題ないと思われませんが、歩道は歩行者や自転車が通る場所ですので、それが不適切であれば、関係者に相談していかなければならないと思います。

また、スーパーなどの車いす駐車場の適正な利用に関しては、自らの働きかけも一つの方法であることを提案させていただきましたが、スーパー側も単に不適切な使用を本人に注意するだけでなく、別の対策も考えていくことになると思われますので、まずは、利用者の声を伝えていくことが大切だという趣旨で説明したものであります。

会長 今のポイントは、車いすマークの付いた駐車場に一般車が止まる件とみんなのトイレを普通の人が利用する2つの問題が残っています。心の問題というのか、教育の問題というのか、そうしたところにつながっていくと思いますが、そういうことを言っていると永久にできないので、何かの機器とか、制度的な方法を考えなければいけないと思います。

例えば車いす駐車場には車止めを付けておき、頻繁に利用する人や使用しなければいけない人は何か電子的な器具を持ち、車止めが器具に反応して使用できるようになるなどのハード面の整備から始めることも必要と考えます。

B 委員 先ほどのエリアなかいちの乗降場所の関係ですが、菅原委員からお話がありましたが、この場所は非常に不便で危険な場所でもあります。

管理組合から住宅に住んでいる方がキャッスルホテルのタクシー乗り場に行くのは大変なのでエリアなかいちにタクシー乗り場を作ってほしいとの要望があり一時作りました。ところがこのスペースは全体のエリアからすればデッドスペースなので誰もここに人が行かないんです。乗り場を作ってもお客さんが来ないのでタクシー運転手も行かなくなり結果取りやめました。

今度はバス乗降所にするとのことですが、この場所は出入りが非常に危険です。中央道路の出口もあり非常に難しい。

タクシーもそうですが一般車も家族を乗せてきても降ろす場所がないので、広小路側に切り込みを作るとか、明德館高校の向かい側

に切り込みを作るなど、その様なスペースが是非ほしいと思います。
公安委員会との関係もあると思いますが是非検討してほしい。

C 委員 意見12（市民サービスセンターでの高齢者等の優先駐車場の設置について）です。西部市民サービスセンターは比較的新しくできた建物ですが、建設時には私たち障害者団体や聴覚障害の方、視覚障害の方などの意見を聞いて反映されました。

この様な前向きな事もあったのですが、北部や南部、東部ではそういったことを考えないで、建物との歩く距離が近いという理由で優先駐車場を設けないというのは、ちょっと短絡的ではないでしょうか。高齢者や障がい者、あるいは妊婦などのハンデがある方には、もう少し気遣いをするというのが、これからの公的な建物であると私は感じております。

西部市民サービスセンター以外の駐車場整備について、地域の皆さんのご意見もあつての結果なのかは分かりませんが、もうちょっと配慮していただきたい。

会 長 ただいまのご意見に関連して、私どものNPOでも新設の公共施設が完成したときにはバリアフリー調査を行っておりますが、歩道と車道の段差は、車いす利用者と視覚障がい者とでは双方が満足する事ができないという課題がある。

エリアなかいちの敷地には健常者であればどこからでも入れるが視覚障がい者は決めてもらわないと入りにくい、入り口の指定はあると思いますが、それがどこなのかが分からない。音声機械等を整備するには、費用が掛かるので難しいと思いますので、人手を借りて対応することも必要と思いました。

また、視覚障がい者がにぎわい交流館に入って、案内所で行きたい場所を聞くと、視覚障がい者に対して指を指して案内するということがありました。今後は、公的な場所では案内などの訓練が必要と思いました。

例えば火事の時、必要最低限の避難サイン等は設置されていると思いますが、障がい者は誰かリーダー等の手助けがないと逃げられないと思います。マンションで行われている様な避難訓練も、やっていないと助からないので、なかいちでも避難訓練や誘導訓練をやる必要があると思います。

事 務 局 会長のお話にあつた、視覚障がい者に対する職員の対応について

は、なかいちへ伝えております。また、昨年ご意見をいただいた触地図についても新たに整備しております。

施設管理者側でも、気が付かないところもあると思います。ご意見が寄せられた際には、改善できるものは改善し、また、対応が困難なものについては、次善の策を講じるなどして対応しているので、徐々にではあるかもしれませんが、改善の方向に向かっていていると考えております。

D 委 員 先ほどエリアなかいちに触地図を取り付けた話がありましたが、設置に関して関係者は分かっているかもしれませんが、利用者に対し、新しい装置を設置した事を管理者側から外部にPRしていただきたい。

先ほどの説明にあったレーザー型の音響案内装置について、もう一度ご説明願います。

事 務 局 利用する方へのPRについては、十分ではない可能性がありますので、新しい装置を付けた場合には各協会を通じて周知できるような態勢で臨みたいと思います。

音響案内装置につきましては、にぎわい交流館と県立美術館の入り口に、レーザーに対応した音響案内装置を設置しております。

こちらの装置を利用する場合はレーザーを持参することになりますが、現在対応している設備として報告いたしました。

C 委 員 先ほどの市民サービスセンターでの高齢者等の優先駐車場の設置について、事務局から回答をいただきたい。

事 務 局 各市民サービスセンターは敷地形状あるいは面積がそれぞれ違う中で建てた建物であり、駐車場の形、規模もそれぞれ違います。その中で西部市民サービスセンターは平面駐車場でかなり縦長の駐車場となっており、一番遠い駐車位置から施設に入るまで100メートル前後ありますので、高齢者の方への配慮として設置したと伺っております。その他の北部、南部、東部の市民サービスセンターに関してはある程度駐車場と建物が近いという状況があり、移動の負担も少ないとの判断から、高齢者等優先区画を設けていないとの回答をいただいております。

E 委 員

最近、車いす利用者が使いやすいトイレや駐車場があちらこちらに設置していただけるようになり喜んでおりましたら、最近は、どなたでも使えますとか、障がい者のマークがあれば誰でも止めるといような状況になっております。

このバリアフリー協議会の当初からお願いしておりますが、障がい者専用駐車場に車いす専用である標示をお願いしたことがあります。その都度、検討しますや、確認しますと伺っておりますが、いまだに設置したという確認が取れておりません。

今回、国際シンボルマークについての資料を持ってきましたが、車いすマークは障がい者のマークであると書かれており、また、障がい者専用駐車場には車いす専用とつけて良いと書かれています。

その他に、平成18年のバリアフリー新法制定の際に、東北の担当者に対して仙台で研修がありました。その中においても駐車場には専用とつけても良いとの項目がありました。その度に意見を申し出ていますがなかなか実行されていない。

私達はいつ実行されるのか、そろそろ使えるものは使えるようにしてもらいたい、という心境になっている。みなさんの理解という問題ではなく、使うべき人が使うという方向だと思います。そのことをもう少ししっかり捉えていただきたい。

もう一つ、なかいちのような施設を建築する前に色々話合いをしたほうが良いのではないのでしょうか。

新屋で説明会があった時もお話ししましたが、完成した後に議論するのでなく、施設を作る前にそれぞれの立場の人に必要なことや、希望を聞くこと、それぞれの目線に立った話し合いが必要だと思います。会長がいつも言うておりますが、作ったら使えるものにしてもらいたい、ということ強くお願いしておきたいと思えます

会

長

車いすトイレと車いす駐車場の問題はいつも議論されます。

車いすトイレがある時点でみんなのトイレになり困ったと言うことで、車いす専用に戻したらどうですかと申し上げたことがありますが、一方では教育の問題や法の問題も確かにあります。しかし、何か手を打っていかないと繰り返しこの話が出ることになります。

例えば、全部のトイレを車いすが入れるようにと提案すると、費用やスペースの問題があるとなります。それでは男女共有で整備することは可能ではないでしょうか。

そこのトイレには車いすであろうと車いすでなくても入れるようになります。しかし、これは道義論や習慣論で男女が一緒は考えら

れないという話になり問題にもされなかったことがあります。

しかし、サービスエリアにおける車いすトイレはどうなっているのでしょうか。あれは男女共用です。車いすの人は男女差別が無くても健常者は男女を分けるというのは、車いすの方にとって一種の差別であると思います。しかし、男女共有トイレについては可能であると考えております。なぜかと言いますと、北欧諸国をはじめ、オランダやドイツのトイレには男女の差別がなく、どこのトイレも大きくて誰でも入れます。ただし順番待ちに関しては戸口で待つことはできないので離れたところで待って、空いたところへ順番に入るという方法になっております。これは思いつきではなく実際行われていることですので、日本でも検討してほしいと提言しておりますがまだ受け入れられるような状況ではないようです。

事務局 車いす専用駐車場につきましては、すでに設置されているところではルールが定着してきていること、また、行政施設の他に民間の施設にも多数の車いす専用駐車場があるという状況から、早急に対応するというのは難しい面もあることをご理解いただきたい。

もう一つは、多目的トイレが整備され一般の方が使われている中で排泄のコントロールが難しい高齢者や車いす利用者などが利用しづらい状況になっていることについてであります。市としても現状を受け止め、様々な機会を捉えて国に要望するなどしており、先月行われたバリアフリー基本構想のヒアリングの際にもその旨を伝えたとところであります。

そうした改善については、可能な限り対応をしておりますが、様々な事情で取組が難しい所もありますので、そういったところを含め、この場で検討していきたいと考えております。

会長 他にございませんか。

それでは、これより議事にはいります。

はじめに（１）基本構想における特定事業の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （説明）

会長 ただいま事務局から説明のあった件について、何か質問、意見等がありますか。

F	委員	<p>1点目は、この資料に平成22年や平成23年に終わって、完成している事業をなぜ表示しているのか。</p> <p>2点目は、資料の地図が古いので新しい地図で資料を作成してほしい。</p>
事	務局	<p>1点目の完成している事業の記載については、秋田市バリアフリー基本構想に位置づけた事業であり、完成、実施中または今後の予定として整理させていただいておりますが、これらの事業については一定の期間を経た後に評価することとしており、そうした意味で資料に記載しております。</p> <p>2点目の図面の背景図については、恐縮ですが古い地図を使っております。現在、秋田市では国土基本図を更新している最中で、更新事業は4か年ほど掛けて行う予定ですが、更新完了後は、現状に近い図面を使用いたしますので、今しばらくはご容赦いただきたいと思っております。</p>
F	委員	<p>ある程度の期間が過ぎた後、検証する作業があることから資料に記載しているとのことですが、ある程度の期間とはどのくらいの期間ですか。</p>
事	務局	<p>中間年次の平成27年度頃と最終年度である32年度頃に全体評価を行いたいと考えております。</p> <p>また、基本構想の49ページに記載しておりますが、バリアフリー化の進捗管理として、PDCAサイクルで管理することとしており、事業を実施したから終わりということではなく、評価、改善を行うスパイラルアップを継続的に行っていくこととしております。</p> <p>その中で、中間年次と最終年次に評価を行いたいと考えております。</p>
会	長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようですので、(2)基本構想における包括的に取り組む事項の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事	務局	<p>(説明)</p>
会	長	<p>ただいま事務局から説明のあった件について、何か質問、意見等がありますか。</p>

E 委員 低床バスは随分普及されておりますが、車いす利用者が一般の人
のようにはいかなくても好きな時にバスを使えるようになるのはいつ頃になるのでしょうか。

G 委員 現在、路線バスは190台ありますが、その内ノンステップバス
は32台ございます。

すべてのバスがノンステップバスに更新できれば対応できますが、
台数の都合上、現在は事前に連絡いただいて、対応している状況で
す。

バス車両は非常に高額で、バス会社の財政状況によりノンステッ
プバスへの更新が厳しい状況ではございますが、路線バスを優先的
に更新しております。

県内でもノンステップバスの導入を推進していると思いますが、
すべての路線で対応できるようになるには時間がかかる状況であり
ます。

会 長 市内で車いすを利用して外出する方は何人かいると思いますが、
事業者としての配慮はどのようにしていますか。

G 委員 実態として、常時ご利用していただいている方は4、5人いらっ
しゃいます。その方にはノンステップバスの配車時間をお知らせし
て、ご利用いただいております。

しかし、車いすの方でご予約された方でも、病院の診察時間の関
係などで予約時間に間に合わない場合もありその場合にはうまくマ
ッチングできない場合もあります。

A 委員 私どもは、福祉有償運送をやっております。

これは、福祉タクシーが少ないため福祉有償運送として対応して
おります。

しかし、ご利用の電話があった際にはなるべくタクシーをご利用
いただくようご案内しております。これは、タクシー会社でも福祉
タクシーの需要が増えれば増車することもできると思いますので、
なるべくタクシーをご利用いただくように促しておりますので、車
いす利用者の方には、是非、タクシーをご利用いただきたいと思
います。

- 会長 健常者に比べれば車いすの数は少ないことから、公共サービスとしてバスでの対応は非常に難しいと思います。そうした中で、官民挙げて様々なネットワークと連携を図っていかないと、きめ細かい対応ができないと感じております。
- G 委員 現在、車いすをノンステップバスで対応しておりますが、駅での利用時は路面と段差があるため、スロープがスムーズに利用できるのですが、最近は市内全域の歩道で段差解消されてきたため、スロープの角度により車いすが利用しづらくなってきております。
そこで、車いすの構造的な基準はあるのでしょうか、道路やバスがそれぞれバリアフリー対応にしてもそれぞれを組み合わせる際に支障がでてきております。
- 会長 これは新しい現象で、まだ対応できてないと思います。
このような事象が頻繁に発生した場合、車いす側でも対応を検討するかと思います。
- A 委員 車いすそのものに基準はございません。最近は自分の体に合わせた車いすを作るようになっておりますので、バス会社から基準を示していただくのも一つの方法ではないでしょうか。
- E 委員 車いす利用者の中で外出を頻繁にする人は、自分に合わせた車いすを作っており、キャスターを少し上げると大概の所には対応できますが、一般的な車いすの利用者は操作方法について理解が足りないことが多いので、キャスターを少し手助けするだけで対応できると思います。もし、機会があれば相談に応じますので連絡をください。
- B 委員 車いすの経験として、平成19年の国体の障がい者大会の時に、普通車に乗せられない車いす等もあったことから、お客さん一人一人の車いすを調査して、各種タクシーを配置したこともございました。
また、現在各タクシー会社でUDタクシーというワンボックスカータイプの乗り降りしやすいタクシーを配置している事業者もございます。
秋田市内では4事業者10両のUDタクシーが運行しております。お電話いただければ車いす利用者もご利用いただけますし、小型車

両料金でご利用いただけますので、よろしく申し上げます。

C 委員 秋田駅や土崎駅のホームの改善などを実施していただいておりますが、各駅のエレベーターやエスカレーターの整備についてお尋ねします。

エレベーターを整備する駅の基準は、乗客数によって判断されると思いますが、今後基準が緩和されたりするのか伺います。

H 委員 バリアフリーに関しましては、駅や車両について取り組んでおります。

ご質問のありました、エレベーターやエスカレーターに関して、新しく作る駅については対応するように努力しております。

バリアフリーの基本的方針の、利用者3,000人に基づいて取り組んでおりますが、基準以下の駅についても自治体の協力が得られれば、積極的に取り組んでおります。

また、鉄道事業者だけでは整備に関する費用や大規模な変更に対応できない部分もありますので、市や県や国の協力を得ながら今後、整備を進めていきたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いします。

会 長 他にございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、議事を終了いたします。

これは、平成27年3月19日に開催された、第5回秋田市バリアフリー協議会の議事要旨である。